# 平成24年度(第10回)

串本町農業委員会定例会会議録

平成25年2月8日(金)

# 第10回 串本町農業委員会定例会会議録

日 時 平成25年2月8日(金)午後1時30分~

場 所 串本町文化センター2F B会議室

招集者 串本町農業委員会会長 岡田嘉治

#### 議事

第50号 農地法第3条の規定による許可申請について

第51号 農地法第3条の規定による許可申請について

第52号 農地法第5条の規定による許可申請について

第53号 農地法第5条の規定による許可申請について

その他

### 出席委員

1番	赤埴満夫	2番	岩谷吉啓	3番	岡田嘉治	4番	尾鷲壽夫
6番	吉川きり子	7番	小山喜行	8番	坂田莞爾	9番	阪田洋好
10番	地當博巳	11番	芝崎憲年	12番	杉本正幸	13番	鈴木利朗
15番	角 是明	16番	中峰 聖	18番	西 謙譲	19番	西豊
<del></del>	1 III		1.11 44 1.				

21番 平﨑茂樹 22番 吉井孝夫

### 欠席者

14番 竹田敏明 17番 中村省一 20番 東地寧司

# 出席した職員

平松・白野

議長 皆さん、こんにちは。訃報です。1月28日に垣本保委員がお亡くなりになりました。故人の生前を偲び御冥福をお祈りしたいと思いますので、皆さんに黙とうをお願いしたいと思います。(全員起立し1分間の黙とう)それでは、ただいまから平成24年度第10回串本町農業委員会定例会を開催致します。本日欠席届の出ている委員は、14番の竹田委員、17番の中村委員、20番東地委員の3名です。本日の議事録の署名委員は、1番赤埴委員、2番の岩谷委員を指名致します。それでは、早速ですが議案に入ります。議案第50号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と致します。事務局、提案趣旨の説明をお願いします。

事 務 局 (議案書に従い朗読)

議 長 それでは、現地調査報告をお願いします。

杉 本 委 員 12番、杉本です。

議 長 12番、杉本委員。

杉 本 委 員 (担当委員の現地調査説明等)

議 長 ありがとうございました。それでは、事務局の趣旨説明並びに現地調査 報告に対する質疑があれば伺います。質疑のある方ございませんか。

なしの声。

議 長 質疑がないようですので、お諮りいたします。本案について原案どおり 承認することに異議ございませんか。

異議なしの声。

議 長 異議なしの声多数につき、本案は原案どおり承認されました。次にまいります。議案第51号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と致します。事務局、提案趣旨の説明をお願いします。

事 務 局 (議案書に従い朗読)

議 長 それでは、続いて現地調査報告をお願いします。

吉井委員 22番、吉井です。

議 長 22番、吉井委員。

吉 井 委 員 (担当委員の現地調査説明等)

議 長 ありがとうございました。それでは、事務局の趣旨説明並びに現地調査 報告に対する質疑がありましたら伺います。質疑のある方ございませんか。

なしの声。

議 長 ないようですので質疑を打ち切ります。お諮りいたします。本案については原案どおり承認することに異議ございませんか。

異議なしの声。

議 長 異議なしの声多数につき、本案は承認可決されました。次にまいります。 議案第52号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といた します。事務局、提案趣旨の説明をお願いします。

事 務 局 (議案書に従い朗読)

議 長 それでは、現地調査報告をお願いします。

岩谷委員 2番、岩谷です。

議 長 2番、岩谷委員。

岩 谷 委 員 (担当委員の現地調査説明等)

議 長 ありがとうございました。それでは、事務局の趣旨説明並びに現地調査 報告に対する質疑があれば伺います。質疑のある方ございませんか。

なしの声。

議 長 なしの声がございますので質疑を打ち切ります。お諮りいたします。本

案については原案どおり承認することに異議ございませんか。

異議なしの声。

議 長 異議なしの声多数につき、本案は承認されました。次へまいります。議 案第53号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたし ます。事務局、提案趣旨の説明をお願いします。

事 務 局 (議案書に従い朗読)

議 長 引き続き、現地調査報告をお願いします。

岩谷委員 2番、岩谷です。

議 長 2番、岩谷委員。

岩 谷 委 員 (担当委員の現地調査説明等)

議 長 ありがとうございました。それでは、事務局の趣旨説明並びに現地調査 報告に対する質疑等ありましたら伺います。ございませんか。

平崎委員 はい。

議 長 21番、平﨑委員。

平 崎 委 員 資材置場にするとありますが、こういうのは条例とかで、自分の土地で あっても物を棄てるとか、極端な話やけど産業廃棄物の場合とかも出来る のでしょうか。

議 長 事務局。

事務局長 産業廃棄物の場合は自分の土地であっても許可は要ると思いますが、仕事で資材を置く場合は廃棄物ではありませんので、そういう制限はありません。はっきりした法律等は読んでいませんが、そのように認識しております。

平 崎 委 員 資材と言っても曖昧で、壊した後の廃材なんかもあるかもしれない。農業委員会が許可した後の追跡調査はしているのでしょうか。小屋建てるとして建ててない場合もあるだろうし。

事 務 局 許可後の進捗状況報告、工事完了報告は出してもらっています。ただ、 家や小屋を建てると言って何年経っても建ってない場合もあり、その様な 場合は指導しています。

議 長 他にございませんか。

なしの声。

議 長 質疑がないようですので質疑を打ち切ります。お諮りいたします。本案 については原案どおり承認することに異議ございませんか。

異議なしの声。

議 長 異議なしの声多数につき、本案は承認可決されました。以上をもって本 日の議題は終了しました。続いて、その他にまいります。事務局、お願い します。

(事務局より農業者年金加入推進活動のお願いをする)

(坂田委員からの質問により農業委員会の慶弔について話し合う)

議 長 他にございませんか。ないようですので、本日の定例会はこれで終わり ます。この後、簡単な学習会を行います。

14時12分 定例会終了。

(事務局による農地法の運用に関する学習会を20分程度行う)